

日本ハンドセラピー学会認定臨床研修における

症例報告の同意説明書

20 年 月 日

一般社団法人日本ハンドセラピー学会
理事長 大山 峰生
認定臨床研修委員長 阿部 幸一郎

この同意説明書は、理学療法・作業療法サービスの利用者と認定臨床研修施設（以下、研修施設という）に対して、一般社団法人日本ハンドセラピー学会認定ハンドセラピスト制度認定臨床研修における症例報告について、その趣旨を十分にご理解いただくことを目的に作成されたものです。

認定臨床研修における症例報告にあたり、利用者が症例報告の対象者になり（以下、対象者という）さらに、症例報告書の作成に同意するかどうかは、対象者（又は代諾者^{注-1}）と、施設長（又は部門の責任者^{注-2}）の判断によって決めていただきます。決して強要するものではありません。対象者が未成年の場合^{注-3}、対象者の同意を得ることが困難な場合（死亡例を含む）には、施設長（又は部門の責任者）の許可を得た上で代諾者の方に同意をいただきます。

注-1：代諾者とは以下の通りです。

1) 対象者が未成年の場合

親権者（複数の場合はそのどちらか）又は未成年者後見人（対象者に親権者がいない場合）。

2) 対象者が成年であって、認知症や意識障害等によって有効な同意を得ることが出来ないと客観的に判断される場合には、以下の順序で代諾者になっていただく。

任意後見人（但し任意後見監督人選出後であること）、後見人、保佐人等が定まっている場合はその順序。これらが定まっていない場合は、対象者の配偶者、成人の子、又は父母及びそれらに準ずると考えられる人の中から自薦にて就任していただく。

注-2：部門の責任者とは、研修施設の施設長に代わって施設の保有する情報を提供することについて同意する立場にある当該施設・サービス提供部門の代表者のことです。

注-3：対象者が15歳未満の場合には、代諾者とともに、対象者本人からの同意書も必要になります。

説明項目

- 1 認定ハンドセラピスト制度認定臨床研修の目的
- 2 認定臨床研修における症例報告書作成の方法
- 3 提出された症例報告書の利用範囲
- 4 症例報告に対する参加と取りやめの自由について
- 5 人権擁護と個人情報の保護について
- 6 研修者の氏名と連絡先

1 認定ハンドセラピスト認定臨床研修の目的

認定ハンドセラピスト制度は一般社団法人日本ハンドセラピィ学会（以下、本学会という。）が、高い学術的水準の知識および応用力のある総合的な技能を修得した認定ハンドセラピストを養成することを目的として設立されました。

認定ハンドセラピスト制度は研修、臨床、研究、教育・社会貢献の4つの実践領域から構成され、認定ハンドセラピストを取得するためには認定臨床研修が必須となっています。

認定臨床研修では、研修者は、本学会が定めた認定臨床研修施設において認定ハンドセラピストの指導の下、実際に症例を経験し、評価・治療に関するより高い実践応用技術を習得します。

症例報告は認定臨床研修の課題であり、研修者は経験した症例の症例報告書を作成し、本学会に提出します。提出された症例報告書は本学会が審査し、研修者は症例報告書の合格をもって臨床研修単位を取得できます。

2 認定臨床研修における症例報告書作成の方法

研修者は、本学会の認定臨床研修実施に関する細則に定めた期間において、症例報告書書式に従い、症例報告を適切にまとめます。症例報告書では、対象者は匿名化によって個人情報が保護され、ハンドセラピィの目的、訓練内容、経過、考察等で構成されます。

3 提出された症例報告書の利用範囲

研修者が作成し本学会に提出した症例報告書は、認定ハンドセラピスト制度に基づく認定臨床研修以外には複写・複製、および第三者への転載はいたしません。また、提出された症例報告書は閲覧することができません。

4 症例報告に対する参加と取りやめの自由について

症例報告の対象者になるかどうかは、対象者（又は代諾者）と施設長（又は部門の責任者）の判断によって決めていただきます。対象者になることを断ることで対象者、又は研修施設が不利益を受けることはありません。また、対象者、又は施設長はこれを同意した後も取りやめることができます。その場合は、下記の研修者に申し出てください。なお、取りやめを申し出た時点で、既に提出されている症例報告書等については、返還することができませんので、あらかじめご了承ください。

5 人権擁護と個人情報の保護について

本学会は対象者の人権擁護と個人情報保護について最善の注意を払います。提出される症例報告書については、個人情報の「匿名化」を徹底いたします。このため症例報告書の審査では、審査者は症例報告書の中に、対象者と研修者及び当該施設を特定しうる情報が含まれていないかを厳正に審査します。匿名性の確保されない症例報告書については、これを合格としません。

また、提出された症例報告書と同意書については、本学会個人情報保護指針の定める本学会会長が責任をもって管理・保管し情報の改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止を徹底いたします。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会 個人情報管理者

理事長 大山 峰生

事務局：〒569-8585 大阪府高槻市北柳川町 6-24

医療法人仙養会 北摂総合病院 リハビリテーション科

認定資格審査委員会事務局 蓬萊谷 耕士

TEL : 072-696-2121

6 研修者の氏名と連絡先

(このページは対象者又は代諾者にお渡してください)

認定ハンドセラピスト制度における症例報告書に関する問い合わせや協力を取りやめたい場合は、以下の研修者にご連絡ください。

研 修 者 : _____

所 属 施 設 : _____

所 属 施 設 住 所 : _____

所 属 施 設 電 話 : _____

メー ル ア ド レ ス : _____